

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年12月2日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)輝北風力発電事業Ⅰ更新計画環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：鹿児島県鹿屋市、垂水市及び霧島市
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大20,800kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成30年	6月29日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成30年	9月14日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成30年	9月26日

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 元年	6月12日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 元年	8月15日
鹿 児 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 元年	11月15日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 元年	12月 2日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称) 輝北風力発電事業Ⅰ更新計画
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 工事計画の検討に当たっては、既設の風力発電施設の撤去工事の実施に伴う環境影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 風力発電施設の規模及び配置等に係る具体的な事業計画が明らかになっていないことから、これらを明確にした上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域においては、同事業者による風力発電施設が稼働中であり、累積的な影響が懸念される。
既設の風力発電施設に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報も活用し、本事業との累積的な影響について、適切に予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺には、日本の地形レッドデータブックで重要な地形に選定されている「始良カルデラと鹿児島湾」が存在し、地形改変による重大な影響が懸念されることから、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、地形に対する影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
5. 「大箆柄岳」は、高隈山県立自然公園に指定されており、不特定かつ多数の者が訪れる場所であることから、風力発電施設の配置等の検討に当たっては、景観に対する影響について検討し、影響を及ぼす恐れがある場合には、主要な眺望点に追加すること。

(鹿児島県知事からの意見書の写しを添付)